

## 所得税 住民税

# 申告は3月15日まで

### 忘れずに申告してください

### 所得税の申告

市文化センター会場です。  
市文化センター会場です。

#### 受付時間

午前9時～午後4時(混雑の状況等により早めに受け付けを終了する場合があります)  
※文化センターは午前9時に開館しますので、それ以前に入館できません。ご注意ください。

#### 受け付けできる申告

公的年金所得者申告および所得税還付申告(24年分)等  
■受け付けできない申告  
青色申告、不動産所得申告

### 住民税の申告

住民税(市民税・府民税)の申告は、市役所1階の市民税課(5番窓口)で受け付けています。申告の必要な人は、住民税申告書に必要な事項を記入し、受付期

告、事業(農業・営業)所得申告、保険の外交員報酬申告、住宅借入金等特別控除申告、土地・建物・株式の譲渡所得等申告  
※市文化センター会場です。受け付けできない所得税の申告は、宇治税務署(☎0774・44・4141)で行ってください。

間中に申告してください。  
※所得税額が新たに発生または増減する場合は、所得税の申告会場に回っていた場合があります。  
■住民税の申告が必要な人は、平成25年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成24年中に所得(収入)があった人など

【申告に必要な書類等】  
住民税の申告書、印かん、源泉徴収票、医療費の領収書、国民年金や生命保険料、地震保険料等の控除証明書、国民健康保険の領収書など

※住民税の申告書は市民税課にあります。また前年に住民税の申告書提出されている場合は、申告書を2

月に送付しています。(公的年金収入のみで、平成24年度非課税の人には送付しない場合があります)。  
■住民税の申告が不要な人  
所得税の確定申告書を税務署に提出している人、収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市役所に提出されている人、平成24年中に所得がなかった人  
※申告が必要のない人も、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税申告をされた場合、申告しない場合に比べて住民税額が下がる場合があります。また、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は、申告が必要です。申告がなかった場合、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、老齢福祉年金などの算定に影響が出る場合があります。

市では、あらゆる差別を許さない社会をめざして、「人権のまちづくり推進計画」を策定しています。

今回、社会情勢の変化や新たな人権問題への取り組み、諸計画との整合性を図る必要が生じたため、見直しを行い、計画改訂の素案をまとめました。

この素案について皆さんの意見を募集します。

市役所2

市役所2

## あらゆる差別を許さない社会をめざして 人権のまちづくり 推進計画(改訂)素案に意見を



市役所2

市役所2

市役所2

市役所2

市役所2

市役所2

市役所2

市役所2

市役所2

市役所2

市役所2

## 市文化センター3階申告会場

| 月  | 日  | 曜日 | 申告の種類  | 対応者 |
|----|----|----|--|-----|
| 3月 | 1  | 金  | 公的年金所得者申告<br>還付申告<br>※住民税の申告は市役所1階の市民税課(5番窓口)で受け付けします。 | 市職員 |
|    | 4  | 月  |  |     |
|    | 5  | 火  |  |     |
|    | 6  | 水  |  |     |
|    | 7  | 木  |  |     |
|    | 8  | 金  |  |     |
|    | 11 | 月  |  |     |
|    | 12 | 火  |  |     |
|    | 13 | 水  |  |     |
|    | 14 | 木  |  |     |
|    | 15 | 金  |  |     |

※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

## 市税の納付は 便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替払込します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない

## バイク等の廃車手続きはすぐに

所有している軽自動車やバイク等が盗難の被害にあったら、すぐに最寄りの警察に盗難届を提出し、受理番号を持参のうえ、廃車手続きを行ってください。

また譲渡や解体などをした場合も手続きをお願いします。廃車や名義変更の手続きをされないと、軽自動車税が引き続き課税されることになり

| 車種  | 手続き・問い合わせ先   |
|---|--|
| ●原動機付自転車<br>(総排気量125cc以下)<br>●農耕作業用自動車<br>(トラクター等)<br>●小型特殊自動車<br>(フォークリフト等)<br>●ミニカー | 登録<br>印かん・ナンバープレート・標識交付証明書を持参のうえ、手続きをしてください。また代理の人が手続きをする場合は委任状が必要です。<br>◆問い合わせ<br>市役所(市民税課) |
| ●二輪の軽自動車<br>(総排気量126cc以上<br>250cc以下)  | 登録<br>◆問い合わせ<br>京都運輸支局☎050-5540-2061   |
| ●二輪の小型自動車<br>(総排気量251cc以上)  | 登録<br>◆問い合わせ<br>京都運輸支局☎050-5540-2061   |
| ●三輪の軽自動車<br>●四輪の軽自動車  | 登録<br>◆問い合わせ<br>軽自動車検査協会☎075-671-0928  |



青色回転灯ステッカーを付けた防犯パトロール車

公務を終えて市役所に戻る間に、パトロール従事者として登録を受けた職員が市内を巡回します。

◆問い合わせ 総務課

## 青色回転灯で 防犯パトロール

市は、犯罪防止と市民の皆さんに防犯意識を高めていただくために、市の公用車3台に青色回転灯とパトロール実施中と明示したステッカーを取り付け、市内を走る防犯パトロール車の運用を開始しました。

市役所2